

こども家庭センターの愛称が「いそのわ」に決定しました！

☎子育て支援課 ☎内線364

「こども家庭センター」がより多くの方々に親しみをもっていただけるよう、このセンターの愛称を5月2日から5月23日まで募集し、投票の結果、愛称が決定しました。

こども家庭センターの愛称募集にたくさんのご応募、ご投票ありがとうございました。

▶決定した愛称 **いそのわ**

▶愛称の応募者 佐藤 あゆみさん

▶愛称の意味・理由

- ・大「磯（いそ）」の専門家や町民が協力して子育てをみまもるあたたかい「輪」がイメージできるように。
- ・それぞれの立場の人が手をつなぎ輪になって明るい未来をつくっていくイメージで作りました。



▲佐藤さんへ感謝状を贈呈しました

「こども家庭センター」については、P.10のコーナーでご紹介しています！

産前・産後ヘルパー派遣事業を開始します！

☎子育て支援課 ☎内線362・364

妊娠婦の方やそのご家族の身体的・精神的な負担を軽減することを目的として、家事や育児を支援するヘルパーをご自宅へ派遣し、その費用の一部を助成する事業を開始します。

申請方法等については、ホームページをご確認ください。

▶対象者

大磯町に住所があり、かつ、次のいずれかに該当する世帯

- ・妊娠届出書を提出した妊婦が属する世帯で、当該妊婦の心身の不調等により、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯
- ・出産後6か月未満の産婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

▶サービス内容

家事に関するもの	食事の準備及び後片付け
	衣類の洗濯
	居室等の清掃、整理整頓
	生活必需品の買物
	その他必要な家事支援
育児に関するもの	授乳補助
	沐浴補助
	おむつ交換
	適切な育児環境の整備
	保育園等への送迎同行
	その他必要な育児支援

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

☎子育て支援課 ☎内線305

児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方、または父(母)に代わって養育している方に支給されます。

★支給額

児童の数	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人	月額46,690円	月額46,680円～ 11,010円
2人目以降	月額11,030円※	月額11,020円～ 5,520円 ※

※児童ひとりあたりの加算額

〈現況届の提出〉

毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっています。

現在、児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は受給資格を喪失することがあります。

▶届出期間 8月1日（金）～8月29日（金）

特別児童扶養手当とは

知的障がいまたは身体障がい等の状態にある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

★支給額

- ・1級（重度障害児）56,800円
- ・2級（中度障害児）37,830円

〈所得状況届の提出〉

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員所得状況届の提出が必要です。

▶届出期間 8月12日（火）～9月11日（木）

※それぞれの制度には所得制限があります。支給要件、受給資格要件等詳細についてはお問い合わせください。

